

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和3年3月3日（水）
午後0時59分～午後1時14分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 菅原和子
委員 千葉栄幸 委員 大友康信
委員 佐々木哲男 委員 及川秀一
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 建設部長 三浦 仁
出席をした 建設部次長兼 馬場 浩一
者の職氏名 都市計画課長
土木課長 村上 諭
建設部企画員兼 大沼 孝宏
土木課長補佐
都市計画課長補佐兼
建築係長 渡邊 文彦
土木課主幹兼 熊谷 恵美
土木総務係長
- 6 事務局職員 事務局 長 相澤 幸也
次長兼議会総務係長 西村 雅裕
主 査 丹野 宏俊
- 7 付議事件
(1) 議案第20号 名取市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

(2) 議案第21号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する
条例

午後0時59分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第20号 名取市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） まず、市道において法定速度60キロメートルの箇所が存在するという認識でよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木課長。

○土木課長（村上 諭） 市道においては60キロメートル規制の道路はありません。

○委員長（小野寺美穂） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 条例の中で、60キロメートル規制の道路には歩道を設置する義務があります。市道は60キロメートル未満、最高でも50キロメートルだと思いますが、それに対する改正という考え方でいいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（熊谷恵美） 今回の改正に出てくる時速60キロメートルという文言については、時速60キロメートル規制の道路にあつては自転車通行帯ではなく自転車道を設けるものとするというのが改正の趣旨です。また、歩道のある道路も自転車通行帯を設けることができるというのが歩道に関する条項の改正です。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 自転車道の設置や自転車通行帯の区分に関して、県道における施工の基準と比べて今回の改正内容は緩和されているのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（熊谷恵美） この条例は道路構造令を基にしています。その内容を参酌して各自治体で条例化しているもので、宮城県の条例と比較しても特に変わるところはありません。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 道路構造令に合わせて条例に自転車通行帯を加えることで、いろいろな場面に対応できるように改正したということによろしいでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（熊谷恵美） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 今の答弁にありました根拠となっている道路構造令を見ると、第4条に設計車両、第12条に建築限界、第37条に区分が変更される道路の特例といった項目がありますが、これらは市の条例にありません。これらに関しては、市道には該当しないということで項目がないのでしょうか。例えばトンネルなどは現にあるわけですが、その辺について確認します。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、建設部長。

○建設部長（三浦 仁） 条例の作り方として、上位の政令である道路構造令を全て条文化しているわけではなく、必要な部分を条例で規定しています。今回は条例にうたっている部分について政令の改正があったため、改正を行ったということです。ですから、委員が言うように設計車両や建築限界といった道路構造令の全てを条例で規定していませんので、その分は改正では触れていないという状況です。

○委員長（小野寺美穂） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 改正する部分ではなく、この条例自体にその項目が入っていないのです。改正以前の問題として、トンネルなどは市道に該当しないということなのか。それらは当然市道として関係してくると思うのですが、条

例の内容として必要ないのかどうか、伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（熊谷恵美） この条例は平成24年にできたものです。そのときにひな形のようなものがあって全国各地で作成したわけですが、基本となるのは道路構造令でして、条例は一般的な技術的基準を定めるものとしており、条例化されていない部分については上位法として道路構造令に従うということで運用しているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員

○委員（大友康信） 今回、これから取り組んでいこうと考えている路線があって改正に至ったのではないかと思うのですが、今検討している路線があれば教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木課長。

○土木課長（村上 諭） あくまでも本市が取り組むサイクルツーリズム、自転車を活用したまちづくりということで、サイクルルートを考える上で選択肢を増やすために今回の条例改正をお願いするものでして、具体的な整備方針やルートについてはまだこれからということです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第20号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 名取市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 今回、柳田団地と名取団地の2つを解体したため、条例から削除するということです。この条例のほかに、名取市営住宅管理条例があります。解体した後の現状を把握していないのですが、いろいろなインフラなどはどうなっているのか、また、空き地になった状態での管理をどのようにするのかをお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 跡地利用ということですか。それは答えが出ています。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 跡地利用の考え方ではなく、今の状況での管理の方法がどうなっているかということですか。

○委員長（小野寺美穂） 現状の管理ということですか。答弁、建築係長。

○都市計画課建築係長（渡邊文彦） 現状としては、用途廃止をして行政財産から普通財産に変更し、財政課が管理しています。解体工事で更地にしまして、水道については敷地内にそのままとどめています。名取団地のガスについては、ガス局側で道路のところで栓をしたということですか。また、名取団地の第三者が敷地内に入ることができないよう、高さ1.2メートル程度の木柵で囲った状態で財政課に引渡しをしています。

○委員長（小野寺美穂） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 水道管について、下水道管も含めてだと思いましたが、そのままということですか。いずれ何らかの形で土地を利用するという場合に、当然同じようになるとは考えられないので、基本的にはインフラも撤去すべきではないかと思えます。そのままにしたというのはどういうことなのか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、建築係長。

○都市計画課建築係長（渡邊文彦） 水道については、本来であれば道路の部分で止めるところ、今後の明確な土地利用の計画はありませんが、あえて掘削して止めることはせずに現状のまま敷地の道路際のところで止めています。下

水道についても、公共ますが入っていますので、その手前で管を止めているという状況です。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第21号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第20号及び議案第21号の2か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時14分 散会

令和3年3月3日

建設経済常任委員会

委員長 小野寺 美 穂